　　　猪名川町公害防止条例

令和４年３月２５日

条　例　第 ２ 号

　猪名川町公害防止条例（昭和４８年条例第１０号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、法令及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例(平成７年兵庫県条例第２８号)に特別の定めがある場合を除くほか、猪名川町における工場及び事業所又はこれに類するもの並びに産業廃棄物処理施設又はこれに類するものの事業活動に伴って発生する公害と住環境への悪影響を未然に防止することにより、町民の健康と快適な生活環境を保全することを目的とする。

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公害　環境基本法（平成５年法律第９１号）第２条第３項に規定するものをいう。

⑵　工場等　工場及び事業所又はこれに類するものであり、事業活動その他の営利活動を行うことにより公害を発生し、又は発生するおそれのある場所であって、規則で定めるものをいう。

⑶　産業廃棄物処理施設等　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１

３７号）第１４条第１項及び同条第６項並びに第１５条に定められた施設又はそれら

の施設で取扱うものと同一の処理を行う施設であって、規則で定めるものをいう。

⑷　生活環境　人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動

植物及びその生育環境をいう。

⑸　ばい煙等　工場等又は産業廃棄物処理施設等（以下「対象施設等」という。）から発

生し、飛散し、又は排出されるばい煙、粉塵、有毒ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は

悪臭をいう。

　（事業者の責務）

第３条　事業者は、その事業活動に伴って生じるばい煙等の処理など、公害を防止するために自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、国、県又は町が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、処理等に際して必要となる資材を対象施設等へ搬出入する場合、人の健康及び生活環境に影響を与えない措置を講じる責務を負うものとする。

　（町及び町民の責務）

第４条　町は、この条例に定める公害防止に関する施策を実施するほか、国又は県が実施する公害防止に関する施策に協力するものとする。

２　町民は、国、県又は町が実施する公害防止に関する施策に協力する等、公害防止に寄与するように努めなければならない。

　（監視体制）

第５条　町長は、公害防止のために必要な調査及び研究を行い、公害発生状況を監視するとともに、その体制の整備に努めるものとする。

　（苦情処理体制の整備）

第６条　町長は、公害に関する苦情処理の体制を整備し、国、県又は関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

２　町長は、公害に関する苦情があったときは、国、県又は関係行政機関及び分析調査機

関に意見を求め、当該事業者に対し、講ずべき処置について助言することができる。

（対象施設等設置の届出）

第７条　対象施設等を設置しようとするものは、設置の６０日前までに次の各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

　⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

　⑵　工場等の名称及び所在地

　⑶　業種並びに作業の種類及び方法

　⑷　建物及び施設の構造並びに配置

　⑸　ばい煙等の処理方法

　⑹　その他規則で定める事項

２　町長は、前項の規定による届出を受けたときは、その計画及び既設の施設等について、

この条例に基づく環境保全に支障があると認めた場合、計画の変更及びその施設等の改善について勧告及び指導するものとする。

　（対象施設等変更の届出）

第８条　前条の規定による届出をしたものが、当該届出に係る同条第１項第２号から第６号に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更の６０日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

（区域規制）

第９条　対象施設等を設置しようとするものは、設置を計画する場所に規則で定める生活環境を保全すべき地域等を選定してはならない。

２　新たに家畜、家きん類を飼養するものは、規則で定める規制距離以内で飼養してはならない。

　（公害防止協定）

第１０条　町長が公害防止のため必要があると認めるときは、対象施設等を設置しようとするものは、町長との間において、公害防止協定を結ばなければならない。

２　対象施設等が設置されることにより人の健康又は生活環境に影響を受けるものは、町長を立会人として、当該事業者との間において公害防止協定を結ぶことができる。

３　町長は、前項の規定により人の健康又は生活環境に影響を受けるものと当該事業者の間で公害防止協定を締結するときは、協定締結にあたり必要な助言をすることができる。

　（保証金の預託）

第１１条　産業廃棄物処理施設等を設置しようとするものは、前条第１項の規定により協定を締結するときは、事業の適正な履行を保証し、事業区域及びその周辺地域における人の健康及び生活環境を維持するとともに、賠償責任保険の対象とならない事故又は災害等に対応することを保証するため、町長と協議して定めた金融機関に保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入れなければならない。

２　前項に規定する保証金の額は、次の各号に定めるものの合計額とする。

⑴　産業廃棄物処理施設最終処分場　最終処分場に埋立てする産業廃棄物及び土砂等の計画総量１立方メートル当たり４５０円を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

⑵　産業廃棄物処理施設中間処理施設及びこれに類する施設並びに建設副産物リサイクル施設　その施設において処理及び加工又は製造等を行う産業廃棄物の１月当たりの最大処理量１立方メートル当たり１０，０００円を乗じて得た額

⑶　産業廃棄物処理施設積替保管施設又はこれに類する施設　当該施設の最大ストック量１立方メートル当たり３０，０００円を乗じて得た額

３　当該事業者は、第１項の定期預金に町を質権者とする質権を設定するため、町と質権設定契約を締結しなければならない。

４　前３項の規定は、それぞれの施設で取扱う総量を変更しようとする場合について準用する。

　（保証金の使途）

第１２条　保証金は、保証金を預入れたものが、債務超過等の理由により事業を適正に履行できなくなった場合、事業区域又はその周辺地域における人の健康又は生活環境上の安全が著しく脅かされている状態にあるにもかかわらずその対策を講じない場合又は自然環境、人の健康若しくは生活環境の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じない場合に、町が行う当該事業区域及びその周辺地域における公害防止対策並びに防災対策、水路整備等に要する経費に充てるものとする。

２　保証金は、前項に掲げるもののほか、その他町長が必要と認めた場合に要する経費に充てるものとする。

３　町、保証金を預入れたもの及び土地の所有者は、第１項の公害防止対策並びに防災対策、水路整備等に要する経費に充てることを明らかにするため、第１１条第３項に規定

する質権設定契約を事業着手の日までに締結しなければならない。

　（質権設定契約の解除）

第１３条　町長は、保証金を預入れたものから事業の完了又は廃止の届出があり、かつ、当該施設から公害発生のおそれがないと認めたときは、第１１条第３項に規定する質権設定契約を解除するものとする。

　（承継）

第１４条　第７条又は第８条の規定による届出をしたものから、その届出に係る施設を譲り受け、又は借り受けたものは、当該施設の届出をしたものの地位を承継する。

２　第７条又は第８条の規定による届出をしたものについて、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該施設の届出をしたものの地位を承継する。

３　前２項の規定により、第７条又は第８条の規定による届出をしたものの地位を承継したものは、その承継のあった日から３０日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

　（事故報告）

第１５条　事業者は、事故によりばい煙等を発生させ、人の健康若しくは生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、速やかに町長へ報告するとともに、町長の指示に従わなければならない。

　（報告及び検査）

第１６条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、対象施設等を設置しているものに対し、当該事業に係る建物及び施設の構造並びに配置、ばい煙等の処理の方法、その他必要な事項について報告を求め、又は町関係職員に対象施設等に立入りさせ、施設その他の物件を検査し、関係人にばい煙等の防止並びに対象施設等から排出される排水処理等について指示若しくは指導させることができるものとする。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めがあった場合は提示しなければならない。

　（措置命令）

第１７条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、期限を定めて公害の防止の方法、建物若しくは施設の構造又は配置、作業方法等の改善並びに作業の一時停止を命ずることができる。

　⑴　法令等で定めのある規制基準を超えるばい煙等を発生させ、又は排出しているとき。

　⑵　事業者が第１０条第１項で締結した協定に記載ある事項を履行しないとき。

　⑶　その他、本条例に違反したとき。

２　事業者は、前項の規定により、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

　（公表）

第１８条　町長は、前条の規定による命令をしたときは、当該命令を受けたものの氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表するものとする。

２　町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令を受けたものに、あらかじめ、その旨を通知し、そのもの又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

　（過料）

第１９条　町長は、事業者が第１７条の規定による命令に従わないときは、５万円以下の過料を科する。

　（委任）

第２０条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この条例施行の際、現に第２条第３号に規定する産業廃棄物処理施設等を設置しているものについては、条例施行後６月を経過するまでの間に第７条の届出を行わなければならない。

３　この条例施行の際、現に産業廃棄物処理施設等を設置しているものが第７条の届出をした場合、当該届出者は町長との間に速やかに第１０条第１項に規定する公害防止協定を締結し、第１１条第２項各号に規定する保証金を預入れなければならない。ただし、既に町長と協定等を締結し、保証金の額を定めている場合は、協定等に基づく保証金の額をもって、第１１条第２項に規定する保証金を預入れたものとみなすものとする。